



自立支援の取り組み

中央児童・障害者相談センター 支援コーディネーター 青島 正長

1. 愛知県社会的養護自立支援事業とは

社会的養護自立支援事業は、国として平成29年4月1日から実施され、愛知県では1年遅れの平成30年4月1日から実施されました。

事業の目的は実施要綱第1条に明記されており、「里親等への委託や、児童養護施設への施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳※愛知県の場合は原則20歳まで措置延長となっている）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することなどにより、将来の自立に結びつけることを目的とする。」となっています。

担当するのは、愛知県中央児童・障害者相談センターに籍を置く支援コーディネーターと生活相談支援員の2人。対象は愛知県内（名古屋市を除く）全域の里親・ファミリーホーム・児童養護施設・自立援助ホーム・児童心理施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設に措置又は過去に措置されていた児童（一度自立し、失敗して元居た施設等に戻ってきた者）で、18歳から22歳までの者。しかし、児童自立支援施設・母子生活支援施設については、その運営実態（児童自立支援施設からの高校通学や通勤は、現在では実施していないこと、母子生活支援施設は福祉事務所の管轄であること）から本事業に関わることは現在ないし、今後もないと考えられます。

高校3年生については学校主導で進路指導が行われており、措置児童であるため児相福祉司が軸となりケースワークが進められています。支援コーディネーターと生活相談支援員の役割は、福祉司の補助的な立場で支援しているということになります。支援は、大きく進学組と就労組に分けられ、進学先や就労先の情

報提供と連絡調整が主な役割となります。

措置と本事業の大きな違いは、措置が行政権限で一時的に行われるのに対し、本事業は対象者本人の申し出により支援が始まるということです。20歳までの措置延長が前提と考えると、満20歳以降22歳年度末までが自立支援事業だけで支援する対象といえます。また、高校卒業後自立し失敗して施設にも戻った者と、大学・短大を中退し施設に戻った者で18歳から22歳までの者も対象となります。

支援コーディネーターと生活相談支援員は、特に業務の区分けをすることなく、2人で1つというスタンスで自立支援事業全ての業務に当たっています。

2. 平成30年度と令和元年度の取組と実績

自立支援事業で関わった対象者の内訳

	本事業	措置児童	相談のみ
平成30年度	5人 就学者…4 就労者…1	12人 就学者…9 就労者…3	12件
令和元年度 4月～11月	6人 就学者…3 就労者…3	13人 就学者…8 就労者…5	11件

その他、令和元年度については、10人の退所後フォローケースがある

施設別内訳（平成30年度）

	児童養護施設	地域小規模	里親	ファミリーH	自立援助H
本事業 5人	1	1	2	1	0
措置児童 12人	10	0	2	0	0
相談のみ 12件	7	0	2	1	1

相談のみ12件の中には、障がい児施設が1件含まれる



施設別内訳（令和元年度 4月～11月）

	児童 養護施設	地域 小規模	里 親	ファミ リリー H	自立 援助 H
本事業 6人	2	1	2	1	0
措置児童 13人	4	0	7	1	1
相談のみ 11件	6	0	3	1	1

3. 社会的養護最終段階としての自立支援

【自立前】

社会的養護下では、見相福祉司が措置児童に対し自立に向けたケースワークをしています。支援コーディネーターと生活相談支援員は福祉司をサポートする形で関わっていきます。この時期の関わりは非常に重要で、児童と関わった回数と時間の長さ、もう1つは非指示的で受容の対応がその後の支援を受け入れてもらう重要な要素になります。

【自立】

就職者：新卒者については学校と連携を取り就職先の開拓と連携、再就職者については会社訪問への付き添い、住居・保証人の問題に対しては現実的な解決策を模索します。

進学者：奨学金の紹介と相談、アパート探しへの付き添い、保証人の解決策を模索します。

就職者・進学者共通課題として、一人暮らしで最も重要な金銭管理を、個別的・具体的に数字を使って教示しています。また、状況に応じて、アパートへの引っ越しもお手伝いします。

【自立後】

この時期は措置解除後または自立支援事業解除後となります。就学者にしても、就職者にしても初めての一人暮らしとなり、社会的なことを1人で判断し処理していくことになります。社会的スキルが、施設等での生活である程度経験があるにしても、一人暮らしになってからはその経験が生かされないかほんの一部しかできないのが現実です。施設等で経験のないことは

本人だけではできないと言い切れます。そのため、自立のための支援はこの時期に最も必要と考えます。関係機関へも積極的に関わりながら、個々の課題・問題に応じて個別に寄り添い、解決を目指します。自立前に関わった時間の長さが、この時期に生きてきます。

4. 一人暮らしした者に関わって明確になったこと

社会的養護の下で一般的に自立とは、学校を卒業して進学なり就職を決め、一人暮らしが始まった状況を指しますが、実際には一人暮らし=自立にはならないのが現実です。

児童は、施設職員や自立セミナー等で社会的スキルの教示は受けてはきていますが、ほとんど身に付いておらず、一人暮らしへの憧れの延長線上で生活が始まったというのが実態です。

支援コーディネーターと生活相談支援員は、一人暮らしが始まった者に対し、自立前に関わった時間を手掛かりに、高い意識を持って関わりを持つようしてきました。本人達からの働き掛けは、よほどの関係性ができていない限りありません。支援コーディネーターと生活相談支援員からの地道で先方に負担にならない働き掛けでやっとなってきているのが実情です。

支援内容はさまざまで、本人達が困っていることになります。孤独感・相談相手・金銭管理・職場での人間関係・住民票や戸籍の手続き等です。

毎日の食事について、自炊でまかなえている者はほとんどいないため、それを補う目的で令和元年12月7日より料理教室を開催しています。

また、フードバンクセカンドハーベストとも連携し、一人暮らし希望者に食品を届けています。

施設等個からも見相個からも、もっと支援コーディネーターと生活相談支援員を活用していただければありがたいと思います。